第 7 章　教育研究等環境

1. 現状の説明

（1）教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

<1>大学全体

教育研究環境整備に関する包括的な方針として、学生の学習および教員の教育研究環境の向上を目的に、「学校法人近畿大学弘徳学園校舎管理規程」に基づき、校舎等施設・備品の使用および管理に関する事項を定めている（資料 7－1）。また、「学校法人近畿大学弘徳学園将来計画委員会規程」に基づき、校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画について審議・検討している（資料 7－2）。緊急を要する計画としては、老朽化した 2 号棟を耐震性の備えた新棟として建設することである。

（2）十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

<1>大学全体

校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成については、以下の通りである。本学の校地面積は、平成 24 年度現在、41871 ㎡である。学部の学生（実人数 738 人）一人当たり 56.7 ㎡であり、大学設置基準第 37 条の学生一人当たり 10 ㎡という基準を大幅に上回っている。校舎面積は 15898.85 ㎡である。したがって、キャンパス・アメニティとしては、充足している。

校地・校舎・施設・設備の維持・管理については、1 号棟は、看護学部棟であり、講義室（3 室）、小講義室（4 室）、実習室（5 室）、演習室（6 室）、院生室（1 室）、役員室（1 室）、応接室（2 室）、事務室（1 室）、会議室（2 室）、情報処理教室（1 室）、LL 教室（1 室）、研究室（27 室）、標本室（1 室）、更衣室（2 室）、PC インフォメーションコーナー、レストランおよびショップが整備されている。また、2 号棟は、教育学部棟であり、大講義室（1 室）、講義室（8 室）、ML 教室（1 室）、プレイルーム（1 室）、実習室（3 室）、演習室（1 室）、事務室（2 室）、図書館、体育館、健康管理室、カウンセリング室（1 室）、ピアノレッスン室（15 室）、応接室（2 室）、会議室（1 室）、音楽室（1 室）、図画工作室（1 室）、副学長室（2 室）、通信教育課程長室（1 室）、研究室（30 室）、部室（10 室）、ロッカー室（2 室）が整備されている。各教室には、マイク、プロジェクター、書画カメラなどの OA 機器や教育活動に必要な備品が整備され、設置されている。これらの備品は、看護学部においては、年 2 回の実習室インベントリーにおいて、助教・助手により、物品の員数点検が行われ、日々の物品の貸借は、実習室備品台帳において管理されている。教育学部では、物品点検は教員が個別に行わず、機器備品は総務課で点検している。また、安全面の確保としては、警備員室および防犯カメラを構内の入口に設けている。衛生面の確保としては、前述の通り、2 号棟に健康管理室を設置している。

1 号棟は、4 学年が同時に授業を行うために必要な 100 名規模の教室が 3 教室のみであり、

カリキュラムを組む上で教室の確保に苦労している。また、学生がフリーに使用できるスペースが少なく、学生が大学生活を楽しみながら主体的な学びを促進するための環境整備が不十分である。さらに、1号棟は、平成24年度から2つの実習室内に教員の研究室が増設されており、演習を行う際のデモンストレーションやグループワークを行う場所、物品の保管場所が不足しており、学生が不利益をこうむっている状況である。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

<1>大学全体

本学図書館の目的は、「近大姫路大学附属図書館規程」に定められているとおり、「本学に必要な図書館資料を収集、管理し、本学の教職員、学生の利用に供し、教育及び学術研究に資すること」である（資料7－3　第2条)。このことを踏まえ、第一に本学の教育、研究活動を支える中心的機関として国内外の資料の収集・整備の充実を図り、利用者へのサービスの向上に努め、第二に教育、研究の成果を地域に還元できるよう、可能な限り開かれた大学図書館となるように努めている。

図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性については、以下のとおりである。図書等資料の所蔵状況は、図書27,639冊、購読雑誌146誌、視聴覚資料733点、契約電子ジャーナル11誌、契約データ・ベース7種である（資料7－4)。

所蔵資料は、学習、教育、研究に資するための学術書や専門書だけでなく、将来、医療従事者、教育者となる学生の人間形成に資するため、闘病記や一般教養書等についても収集するよう配慮している。とりわけ闘病記については「闘病記コーナー」を設け、平成24年5月1日現在では505冊を所蔵している。

選書体制は、両学部教員による前期、後期の年 2 回の選書、図書館員による選書となっている。教員による選書は、学習、教育、研究に関わる学術書、教養書などである。図書館員による選書は、授業概要に掲載されている参考書、教員による選書で選ばれなかった学術書、教養書、および白書、年鑑等の継続資料、参考図書などである。受入業務においては、教員選書ではこれまでエクセルデータによる提出や手書きの記入用紙による提出をとりまとめ、重複調査や発注リストの作成を行っていたが、平成23年度より選書システムを導入し、選書作業の効率化と重複調査や発注リスト作成の省力化を図り、迅速な受入体制の構築に取り組んだ。その他、学生の蔵書への要求に応えるため、学生購入希望図書を随時受け付けている。また、学生自身が図書館においてほしい図書を書店で選ぶ企画である「学生選書ツアー」を年に 2 回実施しており、学生の資料要求に配慮するとともに、読書傾向の把握に生かしている。

購読雑誌については平成24年度に教員評価に基づいた購読タイトルの見直しを行い、要求タイトルを適正に購読することで、予算の有効利用を図っている。

図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開始時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境については、以下の通りである。探しやすく効率的な資料の配架

を実現し、年々進行する書架狭隘化に対応するため、平成23年度、24年度において、一部の書架を棚板非可動の木製書架から、棚板の追加や移動が可能な書架に入れ替えを行った。これにより、資料のサイズに合わせて自由に棚の高さを変更したり、棚板を追加したりすることが可能となった。閲覧室座席数は80席であり、館内設備は、文献検索コーナーに利用者用パソコン4台、視聴覚ブースにビデオ・DVD一体型再生機6台を設け、文献検索や視聴覚資料の利用ができる環境を整えている（資料7－5)。職員数は兼務職員を含め5名であり、そのうち3名が司書資格を有している。開館時間は月曜から金曜の平日は9時から20時まで、土曜日は9時から16時まで開館しており、学生の授業終了後も図書館が利用できる環境となっている。さらに通信教育学部生の便宜を図るため、日曜日等の休日のスクーリング開講時には臨時開館を行っており、利用状況は根拠資料の通りである（資料7－6)。また、新入生全員を対象とした図書館オリエンテーション、ゼミ単位を主とした文献検索ガイダンスを適宜行っており、さらに読書マラソン、年2回の図書館ニュースレターの発行、3か月ごとの企画展示、年2回の学生選書ツアーを実施し、利活用促進に努めている。

国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備については、以下の通りである。図書館システムとして「情報館 V.7」(ブレインテック社製)を導入しており、国立情報学研究所の NACSIS 参加館として、NACSIS-CAT、NACSIS-ILL との通信が可能なBT-CATP/CAT 2台、BT-CATP/ILL 1台を導入している。これにより、NACSIS-CAT 総合目録データ・ベースへの所蔵登録や書誌のローカルシステムでの利用、相互貸借の依頼・受付業務を行っており、学内外への目録情報の提供、相互利用サービスの提供ができる体制となっている。国内で入手できない文献については、海外からの図書借用実績がある。図書館ホームページ上には、蔵書検索システムや各種案内、リンク集からは契約データ・ベースや電子ジャーナル、インターネット上の情報資源へのアクセスを提供し、調査、研究の便宜を図っている。

学外図書館との協力・連携については、私立大学図書館協会、兵庫県大学図書館協議会へ加盟し、協会活動、総会、研修会などへの参加により、図書館に関する情報の収集や、協力関係の構築に努めている。

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

<1>大学全体

・1号棟について

1号棟を主に使用する看護学部の教育を支援するための施設として、まず講義室については、1学年分の学生を収容できる講義室が3室、小講義室が4室、少人数のゼミ等に使用する演習室が6室ある。これだけでは4学年同時に講義することができないので、可能な場合には2号棟（主に教育学部が使用）の大講義室を使用する場合がある。また、学生数の割に演習室が少ないが、これを補う本学部の特色として、教員の研究室がある1号棟5階

に広いオープンスペースが確保されており、ここをパーティションで区切ってミーティングテーブルを配置し、少人数のゼミや学生との面接、教員と学生の交流等に使用できる「コラボレーションワークスペース」を設けている。これは本学部の学生指導に有効利用されており、5 階フロアは終日学生たちの明るい笑顔が絶えることがない。

次に実習室については、1 号棟 4 階に「成人・精神看護実習室」「母性・小児看護実習室」「基礎看護実習室」の 3 大実習室とこれに付属するリネン室・汚物処理実習室などの小室が配置されており、また 3 階には「地域・居宅・高齢者看護実習室」がある。これらの実習室はいずれも 1 学年分の学生が実習できる十分なスペースとそれぞれの実習の特質に合わせた室内構造を持つ。また、実習室に配置されている医療・実習機器も、最新鋭の人型患者シミュレーターである SimMan® をはじめ、質・量ともに高いレベルで揃えられている。こうした実習室の施設・設備の充実は本学部の特徴の一つであると言える。各実習室の主な設備は根拠資料の通りである（資料 7－7)。

看護学部に所属する教員の研究室は、1 号棟 5 階に 23 室あり、そのうちの 1 室は学部長研究室で、教育学部教員の研究室も設けられている。また、暫定措置として 4 階に 2 室、3 階に 2 室の研究室を設置し、合計 27 室である。基準となる個室の面積は 24～25 ㎡であるが、5 階にある 1 室は大部屋で、助教・助手の共同研究室となっている。また、5 階には大学院生研究室（現在は学部の会議室として使用）がある。学部に所属する教員数に比べ、研究室の数は不足しているため、1 名で 1 室を使用するのは教授・准教授のみで、講師は 2 名で 1 室を使用、助教は 3 名で 1 室を使用する場合もある。

・2 号棟について

2 号棟を主に使用する教育学部では二つのコースがあり、コースにより異なるが、小学校教諭、養護教諭、幼稚園教諭 1 種免許状、保育士資格取得を目的とした教育課程になっている。2 号棟の建物は以前、短期大学であったため、4 学年が揃った状況では、教室数やキャパシティは十分とは言えない状況である。座学が多いが実習、実技科目もあり、特にピアノ練習のためのレッスン室だけでなく、電子ピアノがある ML 教室、様々な楽器を配置している音楽室など､音楽科目だけでも 3 分野の施設を整備していることが特徴的である。その他、図画工作室、体育館、プレイルームなど幼児教育には欠かせない教育環境を一通り整えている。

教育学部教員が使用している研究室は、2 号棟 2 階に 10 室、3 階に 3 室、4 階に 13 室、音楽棟に 4 室、体育館に 1 室である。研究室は必要最低限の面積は確保されていると考えられるが、一部の役職者の研究室や共同研究室等を除いて比較すると、研究室間には 5 ㎡程度の差がある。現在、一時的に数が不足しており、やむなく小さい研究室に 2 名という状況がある。研究室の什器としては、机・椅子・書棚・電話機およびネットワークに接続されたパソコン・プリンターが整えられている。パソコンには授業および日常業務を行うために最低限必要なソフトウェアがインストールされている。一部の研究室を除き、研究室の扉には大きさは小さいもののガラスがはめ込まれていて、内部を確認することができ

るようになっていること、遮音性が高くないことから閉鎖的ではないと考えられる。研究室の配置は、教員の利便性を考慮して行われているために、教育学部として眺めた場合は分散していることになり、若干の不便が生じることもある。

・TA、RA の配置について

看護学部教育研究支援スタッフの現状については、本学部は大学院等を有しないため、ティーチングアシスタント（TA）・リサーチアシスタント（RA）の制度は設けられていない。また、現在のところ本学部では技術スタッフの雇用は行っていない。しかしながら、本学部の教育課程では学外実習の比重が高く、数ある実習先に本学教員を派遣するため、多数の人的資源が必要となる。そのため、実習指導の主力となる助教・助手に相当する教員を多数雇用している（第 3 章　教員・教員組織に記述）が、それらスタッフをフル稼働し、校務を減らす（所属する委員会数を減らす）等の措置を行っても、まだ実習指導体制としては十分ではないのが現状である。これに対応するため、本学部では実習期間に実習指導のための非常勤助手を雇用している（第 3 章　教員・教員組織に記述)。教育学部も同様にティーチングアシスタント等の制度は設けられていないが、同分野の教員が複数いるところは、可能な範囲で教員が行っているところもある。

・研究専念時間確保の現状について

本学教員の勤務時間等については「近大姫路大学就業規則」に定められている（資料 7－8)。これによると、本学教職員の勤務時間は週 40 時間以内、週 6 日勤務であるが、教員に関しては研究専念時間確保等のため平成 21 年 4 月から裁量労働制（一日 9 時間のみなし労働）としている。また研究等のための学外研修に関しては「学校法人近畿大学弘徳学園専任教員の学外研修に関する規程」がある（資料 7－9)。このように制度上、一定の研究専念時間が確保されているが、両学部ともに、特に学外実習の期間中は、実習指導の中核となる若手教員が研究専念時間を確保することは事実上困難となっている。

・研究費の現状について

a 経常的研究費

本学では所属する教員に対し、職位にかかわらず一律年間 40 万円の個人研究費を支給している。研究費の不適切な使用を防ぐ観点から、「近大姫路大学個人研究費実施要項」が定められている（資料 7－10)。その規程により、個人研究費は使途によって、主として図書や物品の購入に使用する研究費（A）25 万円と、主として旅費や論文投稿料などに使用する研究費（B）15 万円に区分されており、区分間の振替や年度をまたぐ繰越はできない。また、教員の立て替え払いを原則とし、10 万円を超える備品は購入できない、学会参加の旅費は発表が無い場合は年に 2 回まで、一件の投稿料は 5 万円まで、等の細則が定められている。

b 競争的研究費

本学の支給する競争的研究費として「共同研究費」がある。これは学内外との共同研究を奨励するため、その研究費を補助するもので、「学校法人近畿大学弘徳学園共同研究実施

規程」に基づき平成20年度より施行されている（資料7－11)。共同研究費は年間総額200万円の規模であり、学長、副学長、両学部長、図書館長等による審査を経て採否が決定される。共同研究の運用・研究費に関する細則として「学校法人近畿大学弘徳学園共同研究実施規程の運用に関する実施要項（資料7－12)」「学校法人近畿大学弘徳学園共同研究予算の執行に関する取扱説明書（資料7－13)」が定められている。また本学では学外からの研究資金獲得のため、科学研究費補助金をはじめとする各種補助金の申請を奨励している。科学研究費補助金については、毎年「科研費説明会」を開催して新入職者をはじめ本学教員に対し、これら規程の周知・徹底を図り、確実に履行している。科研費の採択状況は資料7－14の通り。

・看護学部の研究成果の公表

看護学部では、学部に所属する教員等の研究成果を公表し、看護学研究の発展に資することを目標として「近大姫路大学看護学部紀要」を発行している。本紀要は創学2年目の平成20年度に創刊号を出して以来、毎年度1冊を刊行し、平成24年度には第5号を発行する予定である。本紀要の編集は、「近大姫路大学附属図書館委員会規程（資料7－15)」に基づき看護学部紀要委員会により行われており、掲載論文の質的向上のため、提出された論文は、大学内外の査読者による査読を経て、掲載の可否を決定している。現在のところ本紀要の発行媒体は冊子のみで、発行部数は各号500部、学内以外に、全国の看護系大学や看護協会、国会図書館をはじめとする公共図書館に合わせて300部弱が配布されている。また本紀要は創刊号から医学中央雑誌データ・ベースに収載されている（収載誌コードJ05562、資料7－16)。

（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

<1>大学全体

看護学部、教育学部とも、その性格上、教員や学生の研究において、その対象として患者や学生に関する個人情報に接することも多いことから、教育研究に携わる教職員はとりわけ高い倫理観をもって職務を遂行し、社会からの信頼を確保することが重要であると考えられる。本学における研究倫理に関する学内規程の整備状況については、「近大姫路大学看護学部研究倫理委員会規程（資料7－17)」および「近大姫路大学教育学部研究倫理委員会規程（資料7－18)」を定めた。

研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性については、本学の教員や教員に指導される学生が人を対象とした研究を行う場合、事前に研究計画書を提出して審査を受けることを原則としており、この審査を行うため、学内に「看護学部研究倫理委員会」および「教育学部研究倫理委員会」を設けている。両学部の研究倫理委員会は学部の専任教員5名のほか、審査の透明性を高め、適切な委員会運営を図るため、学部外の委員2名（看護学部研究倫理委員会は教育学部から委員1名と学外委員1名、教育学部研究倫理委員会は看護学部から委員1名と学外委員1名）を加え、計7名で構成されている。委員会は原

則として毎月開催され、委員会の定めた「近大姫路大学看護学部研究倫理審査要項（資料7－19)」に基づいて、その月に提出された研究計画の審査を行っている。

このほか、看護学部研究倫理委員会は研究倫理の教育・啓蒙活動も担当している。平成23年度は9月16日に開催された研究倫理に関する研修会では、具体的な6つの事例を検討することで、人を対象とした研究で必要とされる倫理的配慮への理解を深めた（資料7－20)。こうした研修会は定期的に開催されている。また、適切な研究計画の申請を促すため、研究倫理のためのチェックリストを作成するなども行っている（資料7－21)。

これ以外の研究者一般に求められる倫理については、学長から「近大姫路大学における研究活動上の行動規範（資料7－22)」という文書によって示されているほか、「近大姫路大学研究活動上の不正行為等への取扱要項（資料7－23)」も定められている。

また、もう一つの研究倫理とも言える研究費の適切な取扱いについては、各研究費の規程によって定められているほか、学外研究費である科学研究費補助金については、法人による「学校法人近畿大学弘徳学園科学研究費補助金に関する規程（資料7－24)」および大学による「近大姫路大学科学研究費補助金取扱規程（資料7－25)」によって使用・管理の規則を定め、「近大姫路大学科学研究費補助金不正防止対応要項（資料7－26)」は不正防止のための内部監査等について規定している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・教育施設・設備

学部教育に関する限りほぼ充足しており、特に実習室と実習用機器の充実は本学の誇る特色の一つである。

・紀要や学外誌への論文発表・学会発表等

本学教員の大多数が旺盛な研究活動を行っていることが示されている。本学の経常的・競争的研究費システムは概ね良好に機能しており、教員の研究活動を支えている。

・科学研究費補助金をはじめとする外部資金の申請・採択

一定数を確保している。

・研究倫理

看護学部および教育学部研究倫理委員会により研究計画を事前に審査するシステムは良好に機能しており、認可された研究におけるトラブル等はこれまで発生していない。

・図書館

資料の受入業務において、選書システムを導入し、選書の効率的な実施と迅速な受入体制の基盤を構築した。また、学生選書ツアーや、読書マラソンなど学生向けの企画を実施し、読書の普及や学生が図書館を身近に感じ、足を運びやすくする工夫をした。その結果、参加学生の中から、図書館の広報活動に寄与するため、「にあぷり」という名の

学生図書新聞を発行するという活動も生まれている。

②改善すべき事項

<1>大学全体

・講義室数

正課の実施には十分であるものの、正課外の行事（FD や国家試験対策の補講など）を含めると数が不足しており、正課外行事実施の制約になっている。

・研究室数

現有教員数に比べ不足している。また、教員の研究専念時間は、特に若手教員において確保されていない。これは本学部の将来の研究水準を考える時、問題となる。

・研究倫理委員会

看護学部および教育学部研究倫理委員会による研究計画審査の実務（資料の収集から審査結果の作成まで）は 5 名の学部内委員が主に負っており、申請が集中する年度初めにはこれだけで多忙を極めている。

・図書館

蔵書の増加への対応や、旧版本等の別置のため、書庫の設置を検討する。また、蔵書検索システムを外部公開し、学外からも所蔵情報が入手できるようにする。また、学習支援の観点から、文献ガイダンス等のサービスを充実させる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・教育施設・設備

学部教育に関する限りほぼ充足しているが、全学年が同時に複数の授業を開講するために必要な教室を増設することにより、主体的な学びを促進するための選択科目の受講において学生の選択肢を広げることができる。また、実習室と実習用機器の充実をさらに進め、機器のメンテナンスを組織的に実施していく必要がある。

・紀要や学外誌への論文発表・学会発表等

本学教員の大多数が旺盛な研究活動を行っていることが示されているので、特に若手教員の研究活動を支えていくために、今後も引き続き研究活動に取り組む時間を確保していく。

・科学研究費補助金をはじめとする外部資金の申請・採択

一定数を確保しているので、研究活動を推進していくために必要な時間の確保や指導体制を今後も引き続き整備していく。

・研究倫理

看護学部および教育学部研究倫理委員会により研究計画書を事前に審査するシステム

を継続していくと共に、研修会も定期的に開催し研鑽を重ねていく。

・図書館

図書館における資料の受入業務の合理化においては、選書システムだけでなく図書館システムとの連携も重要であるため、次期図書館システムを慎重に選定し、発注から受入までの作業がよりスムーズにできるよう、受入業務のさらなる効率化を図る。学生選書ツアーや読書マラソンなどの学生向けの企画の実施については、本を通じて学生同士の交流、図書館と学生との交流のきっかけが得られていることから、このような企画が図書館のさらなる成長につながるよう、学生からの図書館に対する意見やアイデアを引き出しながら、利活用促進の活動を発展させていく。

②改善すべき事項

<1>大学全体

・講義室数、研究室数

具体的なキャンパス計画を立て、この計画を着実に履行することが早急に求められる。新校舎の建設計画で講義室数を増加する。

・研究倫理委員会

委員会規程の見直しおよび学外の人材活用等を含めた審査体制の改善を行う。

・図書館

図書館における蔵書の増加への対応については、具体的な配架計画の立案、資料の保存年限や資料の除籍基準等の策定を行い、また分担保存の動向や他機関との連携を考慮しつつ、本学にとっての蔵書の適正規模を設定し、書庫の導入に向けて協議を行う。蔵書検索システムの外部公開は、情報システム管理部門と協議し、必要な設備とセキュリティの管理体制を整備した上で、適切に公開を行う。文献ガイダンス等の学習、研究支援業務については、リーフレット類を充実させ、課内研修会を実施するなど職員同士の連携を高め、職員が少人数体制であっても定型的業務として組織的に実施できるよう、業務体制の構築を図る。

4. 根拠資料

資料 7－1. 学校法人近畿大学弘徳学園校舎管理規程
資料 7－2. 学校法人近畿大学弘徳学園将来計画委員会規程
資料 7－3. 近大姫路大学附属図書館規程（既出　資料 2－1）
資料 7－4. 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況
資料 7－5. 学生閲覧室等
資料 7－6. 図書館利用状況
資料 7－7. 各実習室の主な設備
資料 7－8. 近大姫路大学就業規則

資料 7－9. 学校法人近畿大学弘徳学園専任教員の学外研修に関する規程
資料 7－10. 近大姫路大学個人研究費実施要項
資料 7－11. 学校法人近畿大学弘徳学園共同研究実施規程
資料 7－12. 学校法人近畿大学弘徳学園共同研究実施規程の運用に関する実施要項
資料 7－13. 学校法人近畿大学弘徳学園共同研究予算の執行に関する取扱説明書
資料 7－14. 外部資金（科研費）申請・採択年度別一覧表
資料 7－15. 近大姫路大学附属図書館委員会規程
資料 7－16. 近大姫路大学紀要（看護学部・教育学部）
資料 7－17. 近大姫路大学看護学部研究倫理委員会規程
資料 7－18. 近大姫路大学教育学部研究倫理委員会規程
資料 7－19. 近大姫路大学看護学部研究倫理審査要項
資料 7－20. 研究倫理に関する研修会に関する資料
資料 7－21. 研究倫理のためのチェックリスト
資料 7－22. 近大姫路大学における研究活動上の行動規範
資料 7－23. 近大姫路大学研究活動上の不正行為等への取扱要項
資料 7－24. 学校法人近畿大学弘徳学園科学研究費補助金に関する規程
資料 7－25. 近大姫路大学科学研究費補助金取扱規程
資料 7－26. 近大姫路大学科学研究費補助金不正防止対応要項
資料 7－27. 近大姫路大学附属図書館　利用案内